

(総則)

第1条 乙は、配水場管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び特記仕様書に基づき、頭書の契約金額（以下「委託料」という。）をもって頭書の契約期間の間に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

(法令上の責任)

第2条 乙は、業務の実施に当たり、水道法（昭和32年法律第177号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、職業安定法（昭和22年法律第41号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、その他関係法令上のすべての責務を負わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(第三者への委任の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲による承諾を得た場合は、この限りでない。

(職務の専念の義務)

第5条 乙の業務従事者は、その従事している間は、委託業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、いかなる場合でも委託業務に支障を来すことのないよう定められた職務に専念しなければならない。

(従事者に対する補償)

第6条 乙の従事者が業務の履行のため事故等により負傷し、又は死亡することがあっても甲は、これに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(受託者の現場従事者の届出)

第7条 乙は、業務を履行するために現場に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、業務に必要な資格を有する技術者を選任し、その者の氏名、住所、年齢をあらかじめ甲に届け出て承諾を得ておかななければならない。

(損害経費の負担)

第8条 委託業務上発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が全額負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合については、この限りでない。

(天災その他不可抗力による災害)

第9条 乙が最善の注意を払ったにもかかわらず、天災、その他の不可抗力により災害が起こり、甲に損害を与えたときは、甲乙協議して負担額を定めるものとする。

(業務従事者の変更)

第10条 甲は、業務従事者を不適合と認めたときは、その理由を明示して、乙に対しその変更を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による要求を受けたときは、速やかに適切な処置を講じ、その結果を甲に報告するものとする。

(委託業務完了報告書の提出)

第11条 乙は、業務に従事した内容を毎日記録し、翌月10日までに甲に報告し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託料の支払)

第12条 この契約に基づき甲が乙に対して支払う各年度及び1か月当たりの委託料の額(消費税等別途)は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年度(10か月分) 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
〔6月分〇〇〇〇〇〇〇〇円 7月以降 月額〇〇〇〇〇〇〇〇円〕
- (2) 令和8年度(12か月分) 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
〔月額〇〇〇〇〇〇〇〇円〕
- (3) 令和9年度(12か月分) 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
〔月額〇〇〇〇〇〇〇〇円〕
- (4) 令和10年度(2か月分) 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
〔月額〇〇〇〇〇〇〇〇円〕

2 乙は前項の月額委託料に消費税等を加算して毎月甲に請求し、甲は乙から請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(消費税等)

第13条 消費税等は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要がある場合において、乙と協議の上、業務の一部を変更することができる。この場合において、委託料、契約期間等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) この契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認めら

れるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第16条 前条の規定によりこの契約を解除した場合、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。この場合における契約金額とは、契約を解除した日の属する年度の契約額とする。

2 前項の場合において、甲は、契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

(談合等による解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は、その損害の賠償の責めを負わない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40

年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項各号の規定に該当する場合は、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の100分の20に相当する額を賠償金として支払わなければならない。当該契約履行後も、同様とする。

3 甲は、乙が独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を同法第7条の2第10項、第11項又は第12項の規定により減免されたときは、前項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

4 第2項の場合において、甲は、契約保証金をもって当該賠償金に充当することができる。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、奈良県広域水道企業団契約規程(奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号)、奈良県広域水道企業団会計規程(奈良県広域水道企業団企業管理規程第31号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託料の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払に応じないとき。

(2) 保守管理上、危険であると指摘したにもかかわらず、改良せず、業務委託の履行が不可能と思われるとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合、業務の履行部分について、甲は相当と認める代価を支払うものとする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、業務委託の処理上、あるいはその他の方法により知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。